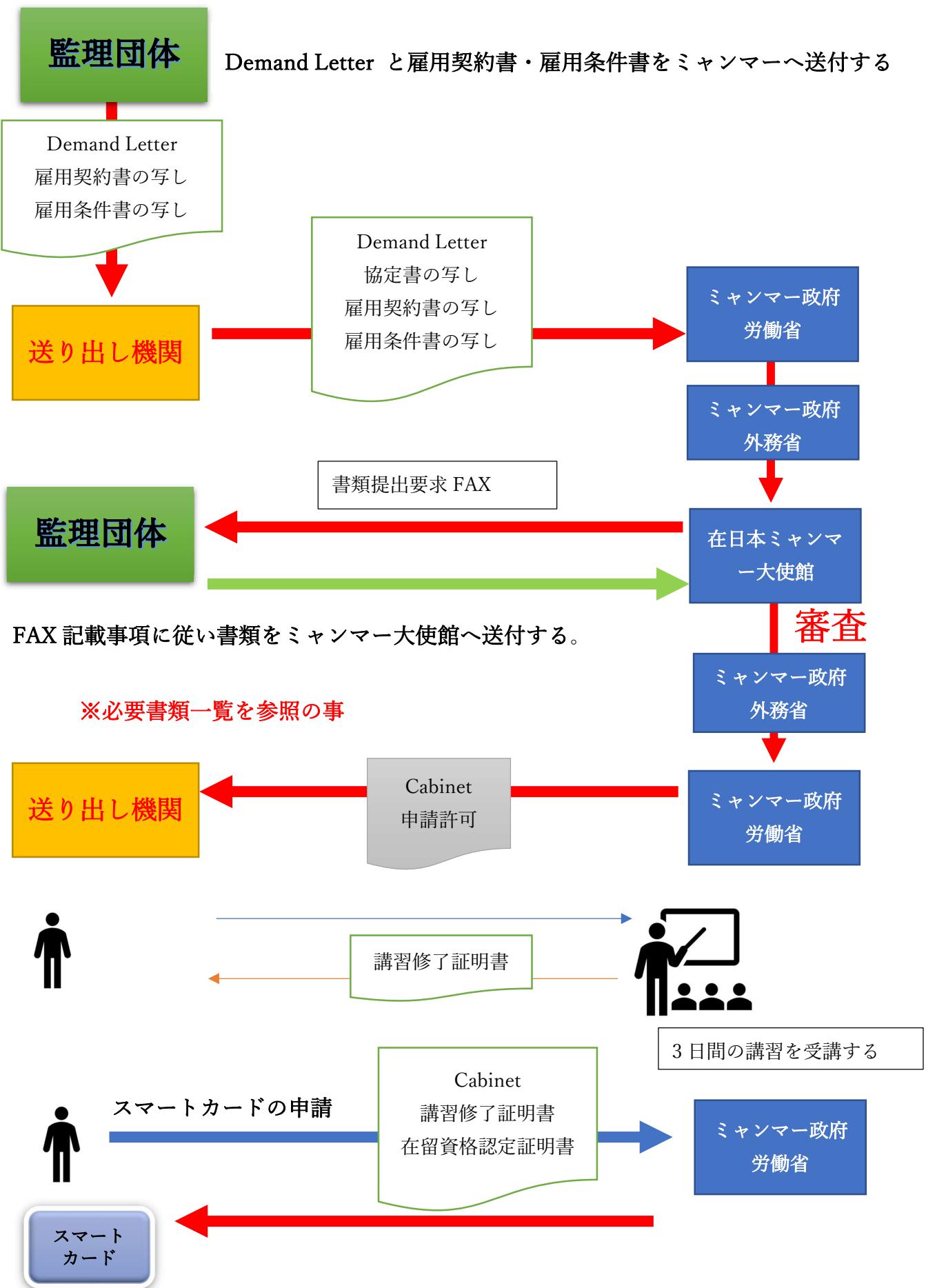


ミャンマー政府への手続き



【在日本ミャンマー大使館への提出書類】

1. Demand Letter の写し
2. 実習実施機関から監理団体への求人票の写し
3. 監理団体の履歴事項全部証明書(原本 6ヶ月以内発行)
4. 監理団体概要書
5. 実習実施機関の履歴事項全部証明書(原本 6ヶ月以内発行)
6. 送り出し機関と監理団体の契約書の写し
7. 実習実施機関概要書
8. 雇用契約書、雇用条件書
9. 監理団体と実習実施機関からの誓約書
 - 就業時間外の携帯電話やインターネット等の使用許可
 - 年金還付手続きに関する協力
10. 技能実習生が実習する場所の写真
 - 会社全景、会社内部、作業場所、実作業が分かる写真(作業写真、手元の写真等)
11. 技能実習生が居住する場所の写真
 - 全景、各部屋、台所、食堂、洗濯場、洗面、トイレ、浴室
 - 間取り図、各部屋の入居人数、通勤手段、通勤時間等も記載の事
12. 実習実施場所の地域を示した地図
 - 日本地図レベルで ok 都道府県と所在地がわかるように。
13. (介護のみ) 言語能力レベル毎の給与 (N4,N3,N2 に分けて給与を記載)

※ 特定技能の場合は 2,3,4 は不要。